



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 4096 号 2017.12.23 発行

18 年度予算案を閣議決定 97 兆 7128 億円、社会保障拡大

日本経済新聞 2017 年 12 月 22 日

政府は 22 日、2018 年度予算案を閣議決定した。一般会計の歳出総額は 17 年度比 2581 億円増の 97 兆 7128 億円と 6 年連続で過去最大を更新した。高齢化で年金や医療にかかる社会保障費の拡大が止まらない。戦後 2 番目の景気回復期が続くなか、歳入は 1 兆 3670 億円増の 59 兆 790 億円を見込むが、歳出は歳入を大きく上回る。歳出改革は道半ばで、借金頼みの財政運営が続く。

政府は 18 年 1 月下旬に召集する通常国会に予算案を提出し、3 月末までの成立を目指す。一般会計の歳出総額は会計上の特殊要因を除くと 09 年度予算から 10 年連続で過去最大を更新する。安倍政権が看板政策に掲げる「人づくり革命」では保育の受け皿を広げる予算などを計上。「生産性革命」にはインフラ整備を加速する費用などを盛り込んだ。

歳出の 3 割超を占め、最大の社会保障費は 32 兆 9732 億円で 17 年度を 4997 億円上回る。高齢化の進展で年金が 11 兆 6853 億円と 1.8%増、医療は 11 兆 6079 億円と 0.9%増える。少子化対策は 1.4%増の 2 兆 1437 億円を計上する。

18 年度は 6 年に 1 度の診療・介護・障害福祉の 3 報酬の同時改定となる。焦点だった診療報酬は薬価を引き下げたものの、医療職の人員費などに充てる本体の改定率はプラス 0.55%とした。介護報酬と障害福祉報酬はともに引き上げた。

防衛関係費は 6 年連続で増え、過去最大の 5 兆 1911 億円とする。北朝鮮の核・ミサイル開発への対処に力点を置き、米軍の陸上配備型の迎撃システム「イージス・アショア」導入に向けた基本設計費や日米で共同開発した新型迎撃ミサイル「SM3 ブロック 2 A」の取得費を盛り込んだ。

公共事業費は 5 兆 9789 億円、文教および科学振興費は 5 兆 3646 億円でいずれも微増とした。

歳入は全体で 59 兆 790 億円と 27 年ぶりの高水準になると見積もる。好調な企業業績を背景に株式配当が増加し、所得税収を中心に大きく伸びる。新たに国の借金となる新規国債の発行額は 33 兆 6922 億円と 8 年連続で前年度を下回る。

19 年 1 月に導入する新税「国際観光旅客税」の歳入は 18 年度に約 60 億円を見込む。およそ半分が観光庁予算に回り、38 億円増え過去最大の 248 億円となる。新税の歳入から 20 億円は出入国管理に使う新型機器導入に充てる。

歳入で国債費を除いた政策経費をどれだけ賄えるかを示す国の基礎的財政収支は 10 兆 3902 億円の赤字となる。17 年度は 10 兆 8413 億円の赤字と見込んでいた。歳入の伸びに比べて収支の赤字の改善は限定的となりそうだ。

【平成 30 年度予算案】防衛、社会保障で歳出が膨張 財政再建の本気度見えず

産経新聞 2017 年 12 月 22 日

政府が 22 日閣議決定した平成 30 年度予算案は防衛費と社会保障費がいずれも過去最

大となり、歳出抜本改革はまたかけ声倒れに終わった。

護衛艦「いずも」(奥)と護衛艦「さざなみ」＝6月20日、南シナ海(自衛隊ヘリから、松本健吾撮影)

緊迫する北朝鮮情勢を念頭に防衛費は早々に増額方針で固まり、衆院選での与党圧勝に貢献した日本医師会への配慮から、焦点だった医師の診療報酬もアップで決まった。結果として、基礎的財政収支は約10兆4千億円の赤字が残る見通しで、財政再建はほぼ進展を見なかった。

防衛費は安倍晋三政権下で右肩上がり続ける。30年度は、首相が「国難」と位置づける北朝鮮情勢を理由に、ミサイル防衛の強化に向け増額に拍車が掛かった。

医師の人件費などに当たる診療報酬本体部分のプラス改定は、選挙で自民党を支えた医師会への見返りとされる。報酬引き上げは税金や保険料、病院での窓口支払いを通じて国民の負担増に直結する。賃上げが社会一般に求められているとはいえ、既に高額な医師の報酬をさらに優遇することへの納得感は乏しい。

政府は「全世代型の社会保障」への転換を唱え、31年10月に予定される消費税増税の増収分を使って教育無償化に1兆7千億円をつぎ込むことを決めた。

防衛費も北朝鮮の脅威や米国製武器の購入拡大を迫るトランプ米大統領の要請に対応し、この先も膨らんでいく可能性が強い。

高齢者向けの給付見直しなど痛みを伴う社会保障改革や武器調達の見直しをはじめとした防衛費の効率化の議論は置き去りで、財政再建に向けた本気度は乏しく見えた。



農福連携ディナーショー 自然栽培の野菜を一流シェフが料理

福祉新聞 2017年12月22日 編集部

障害のある人たちが農薬などを使わない自然栽培の手法で育てた農作物を一流シェフが料理して提供するディナーショー「ALL ATHLETE DREAM DINNER」が11月30日、東京都港区の八芳園で開かれ、300人が参加した。一般社団法人「農福連携自然栽培パーティ全国協議会」(佐伯康人代表理事)の主催。



あいさつする佐伯代表理事(マイクを持つ人)

同協議会は全国の障害者施設で、無農薬・無肥料で野菜や米などを育てる農福連携の活動をしており、現在90団体以上が加盟している。今回は2020年の東京五輪・パラリンピックに向け、海外にアピールしようと初めて企画。会場には、パラバドミントンの豊田まみ子選手や、ブラインドサッカーの落合啓士選手のほか、サッカー元日本代表の高原直泰

さんも参加した。

開会にあたり、佐伯代表理事は「福祉と農業というマイナスとマイナスをかけ合わせることで、世界を目指したい」とあいさつ。東京オリパラ組織委員会顧問の三國清三シェフが監修した、自然栽培の野菜中心のコースメニューが並んだ。

ディナーショーには塩崎恭久・前厚生労働大臣や、蒲原基道・厚生事務次官、瀬戸薫・ヤマト福祉財団理事長も出席。塩崎氏は大臣時代に農福連携を広めた際のエピソードを披露し「東京大会では世界のアスリートに自然栽培で作った新鮮な野菜やお米を食べていただきたい」と語った。



八芳園によると東京オリパラ決定後、海外から国際会議などのオファーが増えており、ベジタリアンやビーガン、アレルギーへの配慮が不可欠だという。総支配人の井上義則・取締役専務は「食もさまざまな人に配慮するバリアフリーでなければ国際イベントはできない時代。障害のある人が自然栽培で育てた野菜は世界に対する大きなPRポイントになる」と話している。

うち、サンタ来ないの…困窮家庭に「天国のパパ」の手紙 寺尾佳恵

朝日新聞 2017年12月22日

昨年のサンタ派遣の様子
(チャリティーサンタ提供)



「うちにはサンタクロースは来ない」。生活が厳しく、やむなく子どもに言った——。そんな家庭にサンタの思い出を届けたいと活動する人たちがいる。

5歳と2歳の息子2人を育てる大阪市の女性(34)は昨年6月、交通事故で夫を亡くした。パートを始めたが収入は以前の10分の1。貯金を崩して暮らす。

一昨年までのクリスマスイブはサラダやフライドチキンを作り、家族でケーキを囲んで過ごした。枕元には夫がプレゼントを置いていた。だが、昨年は料理を作る気力もなく、プレゼントもスーパーの詰め合わせのお菓子が精いっぱい。翌朝、サンタを信じる長男がつぶやいた、「サンタさんにお礼が言えなかった」という言葉が心に残る。

今年、シングルマザーの支援団体を通じ、全国各地の家庭にサンタを派遣しているNPO「チャリティーサンタ」(東京)の活動を知った。「息子を喜ばせたい」と申し込んだ。

NPOではサンタに扮したボランティアをクリスマスイブの午後5～9時ごろに派遣、各家庭が用意したプレゼントを子どもに渡す。寄付金として1軒当たり原則2千円を受け取るが、経済的に厳しい家庭は無料とし、プレゼントもNPO側が用意している。

「サンタに会った瞬間の子どもたちの喜んだ顔が忘れられない」。「サンタと『好き嫌いしないで食べる』と指きりげんまんをした子どもが、今日もちゃんとごはんを食べた」などの反響があったという。

女性はサンタに「天国のパパ」からの手紙を託すつもりだ。「パパはおそらのうえからいつもみまもっているよ」

「一人親方」労災詐欺、本人確認一切せずに給付

読売新聞 2017年12月22日

個人で建設業などの仕事を請け負う「一人親方」向けの労災保険制度を悪用し、男らが他人になりすまして埼玉県内の労働基準監督署から休業補償給付金をだまし取った詐欺事件で、一連の手続きで写真付きの身分証明書などを使った本人確認が一切行われていなかったことが、県警への取材で分かった。

県警は、なりすましの手口を埼玉労働局などに情報提供した。

事件では11月、さいたま市岩槻区、無職細井芳春被告（38）、大阪府四條畷市、無職松本徹被告（32）の2人が、県警に組織犯罪処罰法違反（犯罪収益隠匿）と詐欺の両容疑で逮捕された。いずれも同法違反と詐欺罪で起訴されている。

制度は、建設業や個人タクシーなどの個人事業主が、同業種の個人事業主で構成される団体に入ること、任意に加入できる労災保険で、1965年に始まった。

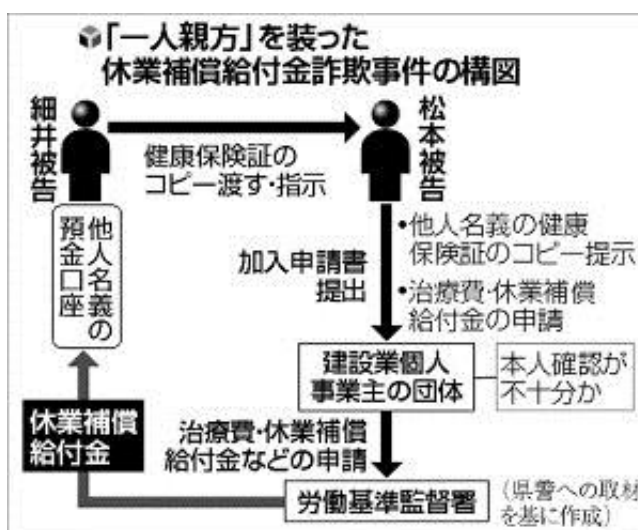
県警の発表によると、松本被告は細井被告の指示で、2016年2月頃、他人名義の健康保険証のコピーなどを使って、県内の建設業の個人事業主で構成される団体に加入。このとき入手した加入者証を使い、同年3月に県内の工事現場でけがをし、休業状態だったと偽り、労働基準監督署から給付金をだまし取った疑いが持たれている。2人は共謀して計8人の個人事業主になりすまし、計約3400万円の休業補償給付金をだまし取っていたとみられている。

捜査幹部によると、一連の申請で、松本被告は一度も顔写真付きの身分証明書を提出することはなかったという。県警は2人の逮捕後、再発防止のため、埼玉労働局などに2人の手口について情報提供をし、意見交換会も行った。

制度を運用する厚生労働省によると、利用者は一度団体への加入が認められれば、休業補償給付金などの申請書を労働基準監督署に提出するだけで休業補償給付金を受け取ることができる。同省の担当者は「被災者救済のため、申請をしやすくしているが、これまでなりすましが発覚したケースは確認できなかった」と話す。

だが、東京都内で約40年間、社会保険労務士を務める齊藤誠司さんは「団体に加入する際の本人確認については法律で定められておらず、曖昧なままだった。事件が起こる可能性は十分にあった」と指摘する。

明治大の小西啓文教授（社会保障法学）は「詐欺を防止するためには国が法改正などを行い本人確認などの審査の基準を厳しくする必要がある」と話している。



環境省 「高齢者のごみ出し」支援 自治体を調査へ 毎日新聞 2017年12月21日



集積所に持って行けない女性のごみを自宅前まで取りに来た収集作業員。女性は容器のふたに感謝の言葉を添えている＝東京都杉並区で2017年12月21日午前10時19分、成田有佳撮影

環境省は、全国の自治体で導入が増えている、高齢者世帯への「ごみ出し支援」制度の実態把握に初めて乗り出す。65歳以上が人口の3割に迫るなか、集積所までごみを運ばないお年寄り世帯が増えており、支援へのニーズが高まっているため。制度を持つ複数の自治体からヒアリングし、事例集を冊子にしてこれから制度を作る自治体に役立ててもらおう一方、高齢者世帯の異常をごみの収集時に察知する「見守り活動」にもつながりたい考えだ。

ごみ出し支援制度は、家庭ごみの収集・運搬を担う自治体のごみ出しが困難な世帯からの要請を受け、自宅まで取りに行ったり、町内会などに収集を肩代わりしてもらったりする取り組

み。支援制度を導入する自治体の増加を受け、国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センターが2015年に全自治体にアンケート（回答率約65%）したところ、2割を超える自治体が制度を持っており、制度のない自治体でも4割近くが導入を検討したいと答えた。

ただ、支援制度は、東京23区や横浜市、大阪市や北九州市など人員や予算に比較的余裕のある大規模自治体に多く、高齢化率の高い地方では少ないとされ、制度のある自治体も支援対象はまちまちだという。

このため同省は、各自治体の制度を把握しようと、調査費など1800万円を18年度予算に計上。予算や人員の配置状況▽ニーズの把握方法ーなどを聞き取ることにした。多様な事例を数年かけて冊子にまとめ、多くの自治体に役立ててもらおう。高齢者世帯からごみが出ない場合、室内で動けなくなっているなどの異変を察知できることから、清掃部門と福祉部門との連携事例も盛り込むという。

環境省廃棄物適正処理推進課調査係の担当者は「高齢化社会に突入し、ごみ出し支援は全国どこでも必要になっていく。自治体が制度設計できるよう国として準備したい」話している。【成田有佳】

ユニバーサル遊具「おけだま」に大臣奨励賞 小山のオプトニカ工房

下野新聞 2017年12月22日

発達障害児向け教材製造販売のオプトニカ工房（小山市神鳥谷（ひととのや）、岩倉茂弘（いわくらしげひろ）社長）が商品化した遊具「おけだま」がバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に功績があったとして、内閣府は21日、同社に内閣府特命担当大臣奨励賞を贈った。特別支援学校の教材にとどまらず、保育施設や高齢者施設にも活用できることが評価された。



オプトニカ工房の「おけだま」（同社提供）



高さ約1メートルの棒に取り付けられた楕円（だえん）形の棚にお手玉を投げて乗せ、点数を競う木製遊具。お手玉を棚に置くので「おけだま」と名付けられた。教育現場の声を聞く中で、障害者や

高齢者が楽しんで競い合える遊具が少ないことに気づいたのが商品化のきっかけ。現在は県内外の福祉施設などに約50台納入されたという。

児童養護施設 みんなタイガーマスク 信州プロレスが提唱

毎日新聞 2017年12月22日

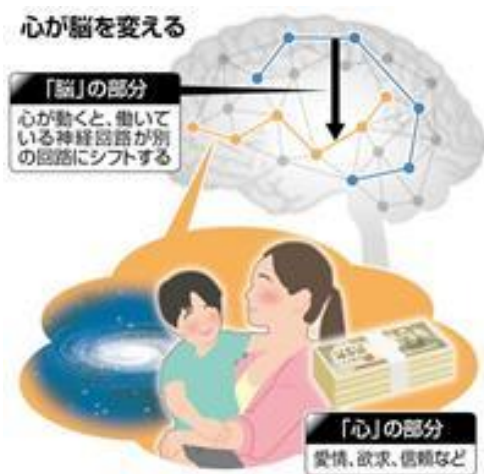


固い握手を交わす信州プロレスリングのグレート☆無茶代表（左）と阿部守一知事（中央）、県児童福祉施設連盟の西村武会長＝長野県庁で、安元久美子撮影

地方プロレス団体「信州プロレスリング」（長野市）が、児童養護施設が必要な物と個人や企業が提供できる物とをマッチングさせるホームページを運営している。阿部守一・長野県知事らとともにPR活動をしたグレート☆無茶代表は「全員がタイガーマスクになって支援してほしい」と呼び

かけた。

【理研が語る】じゃんけんの出し手予測はできるようになったが…「心」の不思議を科学が解く日を夢見て 産経新聞 2017年12月22日
心が脳を変えるニュースの写真



人類がいつごろから“心”を意識し、理解しようとしたのかは定かでない。「われ思う、ゆえにわれあり」で知られるデカルトが提唱した、心と脳は独立した存在とする二元論をはじめ、心脳同一説、中枢状態論、創発的唯物理論など、これまでにさまざまな学説が哲学者や心理学者らによって提出されているが、自然科学の視点からの心の理解はそれほど進んでいないように思う。



心の不思議さと言えば、同じ食べ物でもおいしそうに盛り付ければよりおいしく感じられたり、実際は効果のない薬でも信頼できる医者から渡されるとちゃんと効いたりする（プラセボ効果という）ことだ。しかし、このような心理活動がどこで生まれ、どのように脳内の神経活動を変えるかは、いまだに大いに議論を呼んでいる。

私が脳研究に足を踏み入れた頃は、心と脳の問題について言及する神経科学者は少なかった。しかし、fMRI（機能的磁気共鳴画像装置）やPET（陽電子放射断層撮影）といった体を傷つけないで体内を「見る」ことができるイメージング技術の登場によって、脳科学分野でもこの問題が取り上げられるようになってきた。人の心理活動に伴う脳内の神経活動をこうしたイメージング技術で計測し、脳の仕組みを理解しようとしているのだ。

たとえば最近、イメージング技術で撮影した脳の画像の変化からじゃんけんの出し手を予測するなど、心を読み取ることができるようになったと話題になった。しかし、よく考えると、人の心が読めても、その実態については何も答えられていない。

われわれも、心が脳を変える仕組みを解明すべく新たな取り組みを試みている。近年、イメージング技術の進歩によって小さな動物でも脳内の神経活動を計測できるようになってきた。そこで、プラセボ効果を実験動物で再現し、小動物でも人とほぼ同じ脳内領域が使われていることを突き止めた。まだまだ分からないことだらけではあるが、心の不思議な力の解明を夢見て、日々奮闘している。◇

崔翼龍（さい・よくりゅう） 理研ライフサイエンス技術基盤研究センター（CLST）分子動態イメージング研究ユニットリーダー。北京医科大学生物物理学専攻修了、博士（理学）取得。来日後、脳科学と出会う。理研では、イメージング技術を中心に分子・細胞から神経回路・システムの階層まで網羅した統合的な方法論を用いて、脳に秘められた新たな機能の解明に挑戦している。

社説:呼吸器事件 原則踏まえた再審判断 信濃毎日新聞 2017年12月22日

犯人と認めるには合理的な疑いが残る一。滋賀県の病院で起きた「呼吸器外し事件」で、大阪高裁が再審開始の決定を出した。刑事裁判の大原則「疑わしきは被告人の利益に」を再審にも当てはめた、まっとうな判断だ。

事件があったのは2003年。人工呼吸器を外して入院患者を殺害したとして、看護助手だった西山美香さんが逮捕され、殺人罪で懲役12年が確定した。今年8月に服役を終えている。

西山さんは捜査段階で「呼吸器の管を外した」と殺害を認める自白をした。それが確定判決の最大の根拠となっていた。公判では否認に転じ、その後は一貫して無罪を訴えてき

た。

再審の判断にあたって高裁がまず着目したのは患者の死因だ。弁護側が提出した医師の意見書などを踏まえ、酸素の供給が途絶えたことが死因とは証明できないと指摘。致死性の不整脈で自然死した疑いが生じたと述べている。

そもそも殺人事件ではなかった可能性があるということだ。死因の鑑定は自白の唯一の裏付けだったと言っていい。物証や目撃証言を欠いた有罪の認定が土台から揺らいだことになる。

自白について高裁は、取り調べた警察官への好意から、誘導されて虚偽の供述をした可能性を挙げている。西山さんは服役後、軽度の知的障害と発達障害があると精神科医に診断された。人に迎合しやすい傾向があるという。

自らを守る力が弱い「供述弱者」が虚偽の自白をさせられた事例は、幼女を誘拐、殺害したとして死刑確定後、再審で無罪となった島田事件などがある。その面からも、冤罪（えんざい）の素地である自白偏重の捜査のあり方が問われなければならない。甘い判断で自白の信用性を認めた裁判所にも厳しい目を向ける必要がある。

「疑わしきは―」の原則が再審にも適用されることを最高裁が示した1975年の「白鳥決定」によって、再審の門は大きく開いた。とはいえなお、有罪認定を覆す決定的な証拠がなければ再審が認められない場合が少なくない。

それだけに今回、確定判決に「合理的な疑い」が生じたとして再審を認めた判断は大きな意義がある。冤罪による人権侵害の恐れがあるなら、司法は再審決定をためらってはならない。

虚偽の自白によって事件が仕立てられた疑念がある。真相を明らかにするには、裁判をやり直すほかない。検察は抗告せず、ただちに再審公判を開くべきだ。

社説:滋賀・患者死亡 自白偏重戒める再審決定 徳島新聞 2017年12月22日

滋賀県の病院で2003年、人工呼吸器を外して入院患者を殺したとして、殺人罪で服役した元看護助手西山美香さんの第2次再審請求の即時抗告審で、大阪高裁が再審開始を認める決定をした。

有罪判決を支えた医師の鑑定書や西山さんの自白の信用性は、以前から揺らいでいたが、警察と検察は十分に見直さなかった。

これまで何度も指摘されてきた自白偏重捜査の危険性が、また厳しく問われたと言えよう。なぜ改められないのか。捜査機関はしっかりと検証しなければならない。

抗告審で大きな争点となったのは、当時72歳だった男性患者の死因である。

確定判決は、酸素供給の途絶による急性心停止と認定していた。

これに対して高裁は、遺体を解剖した医師の鑑定書が、人工呼吸器が外れていたとする警察の説明を前提にしていたと指摘。確定判決は呼吸器が外れていなかったとしているので、鑑定書だけでは判定できないと断じた。

さらに、弁護団が新証拠として提出した臨床医らの意見書から、解剖時の血液検査の数値に着目し「致死性の不整脈による自然死の可能性がある」とした。

その上で高裁は、西山さんの自白が多くの点で目まぐるしく変遷しているとし、「体験に基づく供述ではないとの疑いが生じる」と判断した。

そもそも捜査は、患者の異常を発見した看護師が「呼吸器が外れていた」と説明したことで始まった。看護師は後に証言を変えている。その時点で事件性の有無に疑いを持たなかったのか。

高裁が自然死に言及し、「事件」ですらない可能性があるとしたことを、捜査機関は重く受け止めるべきだ。

自白について高裁は、西山さんが好意を抱き、信頼していた警察官らの誘導に迎合した可能性にも触れた。

西山さんは服役を終えた後、「人に迎合しやすい傾向があり、軽度の知的障害と発達障害がある」と精神科医から診断されている。

大阪高検の幹部は、高裁の決定を受け「自白があれば殺人事件と考えるのが合理的」と説明したが、今回のようなケースは他にもあるのではないかと。思い込みを排し、供述者の性格や傾向を見極めた上で判断しなければ、誤りは根絶できまい。

自白の偏重が生み出した冤罪（えんざい）は、1966年の袴田事件など、枚挙にいとまがない。

再審無罪となった90年の足利事件や97年の東京電力女性社員殺害事件などでは、血痕やDNA型といった客観的な証拠が軽視された。

高裁が客観証拠である血液検査の数値を重視し、「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則に沿った決定を下したのは、そうした手法への警鐘とも受け取れる。

捜査機関だけでなく、裁判所も改めて自戒してもらいたい。

社説:無戸籍者 人権回復へ幅広く救済を

西日本新聞 2017年12月22日

親の事情で出生届が出されず、戸籍がないまま暮らす人がいる。

戸籍がなければ、原則として住民票やパスポートを取得できず、社会生活でさまざまな不利益を被る。義務教育を受けられない例すらあるという。基本的人権に関わる深刻な問題である。

法務省の2014年以降の調査によれば、今年10日までに確認された無戸籍者は1550人に上る。このうち、戸籍を取得し問題を解消できたのは829人で、残る721人は戸籍がないままだ。

無戸籍の8割近くは両親の離婚に伴い、母親が出生届を出さなかった事例という。婚姻中に妊娠した子は「夫の子」とする嫡出推定（民法772条）に起因する。

例えば、30代の無戸籍の女性は、夫の暴力から逃れた母親と別の男性の間に生まれた。母親は民法の規定で夫が父親になることを避けるため出生届を出さず、その後離婚が成立した。

裁判所は母親と夫は既に離婚状態にあったことから「嫡出推定を受けない」として、女性が求めた戸籍取得を支持した。女性は記者会見で「長かった。やっと国民になれた。堂々と生きたい」と話した。心の底からの実感だろう。

嫡出推定の規定は、扶養義務を負う父親を早期に確定させ、子どもの権利を守るのが目的だ。ところが、社会環境や家族観の変化とともに、結果として無戸籍を助長する一因となっている。

戸籍取得は、裁判による親子関係の不存在確認などを経て初めて可能となる。

法務省は先月下旬、無戸籍者をなくすための裁判支援など対策を打ち出した。それでも、法廷での訴えとなれば、費用負担の問題を含め尻込みする人もいるだろう。

根本的には法改正が必要だろうが、民法の弾力的な解釈や運用で改善できることもあるのではないかと。無戸籍者は1万人を超えるという民間団体の推計もある。

言うまでもなく、生まれてきた子どもには何の責任もない。戸籍のない人を救済する手だてを社会全体で考えたい。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も

